

令和 6 年

第 5 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 6 年 8 月 9 日

閉 会 令和 6 年 8 月 9 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告

令和6年第5回大津町議会臨時会会議録

令和6年第5回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和6年8月9日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎	2番 田代 元 気	3番 時松 智 弘	
	4番 面川 秀 貢	5番 大塚 益 雄	6番 三宮 美 香	
	8番 山本 富二夫	9番 豊瀬 和 久	11番 大塚 龍一郎	
	12番 坂本 典 光	13番 永田 和 彦	14番 津田 桂 伸	
	15番 荒木 俊 彦	16番 桐原 則 雄		
欠席議員	7番 山部 良 二	10番 佐藤 真 二		
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒木 啓 一			
	書 記 飯塚 彩 菜			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英 樹	総務部総務課課長補 兼行政係長	吉 良 元 子	
	副 町 長 工藤 あずさ	兼法制執務係長		
	総 務 部 長 藤本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長 財 政 係	田 邊 嵩 博	
	住 民 生 活 部 長 木村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美	
	健 康 福 祉 部 長 大隈 寿美代	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	
	産 業 振 興 部 長 白石 浩 範	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎	
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	西 岡 多 津 朗	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆
	総 務 部 総 務 課 長 選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳		
	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲		
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第 6 4 号	損害賠償の額の決定について
議案第 6 5 号	令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 4 号）について

議 事 日 程（第 1 号） 令和 6 年 8 月 9 日（金） 午後 1 時 開会

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 6 4 号 損害賠償の額の決定について

日程第 5 議案第 6 5 号 令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 4 号）について
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午後 1 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和 6 年第 5 回大津町議会臨時会を開会します。

なお、山部良二議員、佐藤真二議員より欠席の届けがっておりますので、御報告します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（桐原則雄） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則
第 1 2 7 条の規定によって、4 番西川秀貢議員、5 番大塚益雄議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長（桐原則雄） 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第 3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第 4 議案第 6 4 号から日程第 5 議案第 6 5 号まで

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第４ 議案第６４号、損害賠償の額の決定について並びに日程第５ 議案第６５号、令和６年度大津町一般会計補正予算（第４号）についての２件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第６４号並びに議案第６５号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第６４号、議案第６５号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。

初めに、今回の海外派遣事業において、生徒が亡くなられるという痛ましい事故が発生したことにつきまして、亡くなられた方とその御遺族に深くおわびを申し上げますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、事業に参加された生徒の皆様とその御家族、御関係者にも、心よりおわびを申し上げます。御遺族の深い悲しみに寄り添うとともに、この事故に接し、深く影響を受けられた方々の心のケアについても、お一人お一人に寄り添いながら、町としての責任を果たしていく所存です。

重ねて心からおわびを申し上げます。

続きまして、今回の臨時会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第６４号「損害賠償の額の決定について」は、事故に関する損害賠償の額を決定するため、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第６５号「令和６年度大津町一般会計補正予算（第４号）について」ですが、今回の補正は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ８５万６千円を追加し、予算の総額を１９５億７千１０２万６千円とするものです。

議案第６５号については、補正予算ですので、地方自治法第２１８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議のうえ、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長から詳細を説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。

まず議案第６４号の損害賠償の額の決定について御説明をいたします。

議案集は1ページ、説明資料集も1ページをお願いいたします。

令和6年6月28日に、人権啓発福祉センター駐車場で発生いたしました人権推進課職員によります車両衝突事故について損害賠償の額を決定することにつきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の2ページをお願いいたします。

賠償の額は64万3千円です。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、令和6年6月28日の11時30分頃、人権啓発福祉センター玄関に公用車を横付けして荷物を下ろした後、後方確認不足のためバックした際に、児童館行事で来館されておりまして他駐車していた相手方の車両の左側車体後方に衝突をし、双方の車両が損傷したものでございます。

なお、町が加入します保険契約に基づき、町が保険会社から保険金を受領し、相手方等に対して損害賠償金を支払うことを、相手方は了承されております。本件内容のほか、町及び相手方には一切の債権債務関係がないことをも確認をいたしております。

説明資料集の1ページから2ページにかけて事故の発生日時、発生場所、車両の破損状況等を示しております。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案第65号の令和6年度大津町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、今申し上げました議案第64号で説明しました公用車の事故に関わる修繕料及び賠償金の補正になります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ85万6千円を追加し、予算の総額を195億7千102万6千円とするものです。

それでは、歳出から御説明いたします。11ページをお願いいたします。

款2、項1、目5財産管理費、節10需用費は6月に発生しました公用車の事故に伴う公用車の修繕料です。節21補償、補填及び賠償金は相手方に支払う賠償金になります。

次に歳入を説明いたします。10ページをお願いいたします。

款21、項5、目2繰入れは、歳出で説明いたしました修繕料及び賠償金に係る公用自動車の共済金になります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。最初に議案第64号、損害賠償の額の決定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第64号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和6年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第65号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和6年第5回大津町議会臨時会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後1時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年8月9日

大津町議会議長 桐 原 則 雄

大津町議会議員 面 川 秀 貢

大津町議会議員 大 塚 益 雄